

菊川市協働のまちづくりに向けて

竹内 敏行 (みどり21)



今や協働によるまちづくりが、市の役割のすべてになってきている。単なる自主的な活動ではなく、市政の活動として機能し、市民がパートナーとして市民力を発揮することで、菊川市の財政力を補い、余りあるものであると考え、質問した。

◎ 協働統括本部設置による強力なリーダーシップの考えは。

▲ 強力なリーダーシップもさることながら、庁内の複数にまたがる問題に円滑に対応するための横断型組織として、協働のまちづくり推進庁内ワーキンググループを設置している。

◎ 地区協働センター設置による市民への直接支援の考えは。

▲ 地区センターの事務長は、地区内の各種団体との連携を図り地域づくりを推進するアドバイザーとして活動を行っていることや、行財政改革の観点から効率的な業務運営、職員配置を考慮し、現行制度を継続していきたい。

◎ 活動情報の共有化による活性化の考えは。

▲ 市民協働センターによる市民活動登録制度の運用や、1%地域づくり活動交付金報告会の開催などにより、団体間の情報共有、連携の促進を図っており、さらに充実していく。

◎ 市制15周年事業の協働企画の考えは。

▲ JRさわやかウォーキング、全国田んぼアートサミット、NHKのど自慢大会、菊川シテイマラソン、関ヶ原吉像除幕式等の事業において、多様な主体と連携を図りながら、市の組織が一体となって、効果的な事業の実施に取り組んで行く。

犯罪被害者等への支援を

鈴木 直博 (みどり21)



突然我々の身に降りかかってくる犯罪被害。その犯罪被害者等(被害者)は一生消え去ることのない苦痛や悔しさを背負って過ごしていかなければならない。

◎ 被害者が相談出来る窓口並びに支援制度とその実績は。

▲ 平成28年に被害者の施策担当窓口を地域支援課に設置した。設置以来相談等は無く、被害者の把握はしていない。市としての支援・給付金・見舞金・貸付等の制度はない。給付金制度は警察署にあるが、支払い実績はないとのこと。

◎ 相談窓口の周知は。

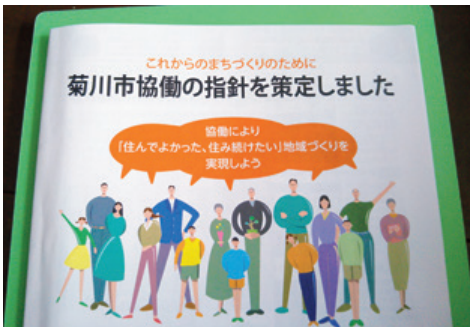
▲ 今後周知をしていきたい。被害に遭われて、まずは警察署で対応を受けることになると考えられ、同署ではNPO法人静岡犯罪被害者支援センターへの紹介も行っている。市の地域支援課では、警察署や専門の知識のある部署と連携をとりながら、体制作りを行う必要があると考える。

◎ 被害者、家族である少年等への対応は。

▲ 児童生徒のケアに当たった事例は近年ないが、スクールカウンセラー2名、スクールソーシャルワーカー3名が市内の小中学校で活動している。県に配置時間の増加を働きかけている。

◎ 条例制定の意気込みは。

▲ 今後、既に制定済みの市町の状態を確認し、研究していきたい。



広報きくがわ3月号掲載記事



警察のパンフレット